令和7年度
弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金
のご案内

●老朽化し周囲に影響を及ぼすおそれのある空き家を除却（解体及び撤去）する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

※補助を受けるためには、一定の条件があります。詳しくは本紙をご覧のうえ、お問い合わせください。

補助金の額及び募集戸数

・除却に要する費用の80%
（**限度額50万円**）
・10戸程度
（予算の範囲内において先着順）

申請期間

令和7年 **5**月 **7**日から
令和7年12月26日まで
※予算が無くなり次第終了となります。

●補助対象条件

対象物件

以下の(1)～(3)のいずれかにあてはまる空き家
(1)不良住宅(以下の①～③全てを満たす空き家)
① 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造のいずれかのもの
② 一戸建ての住宅、併用住宅(※)、長屋、共同住宅のいずれかのもの （※)延べ面積の過半が居住の用に供されていたもの
③ 外観目視による不良度の評点が100点以上(柱の傾斜、屋根・外壁が剥げているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの)
(2) 特定空家等(市に認定されているもので、改善措置の命令を受けていない空き家)
(3) 単独活用が困難な空家等(以下の①～③全てを満たす空き家)
① 建築基準法第43条の規定に適合しない無接道敷地又は75㎡未満の狭小敷地その他単独での活用が困難である敷地に立地するもの
② 空き家の隣接地の所有者が取得したものであり、隣接地と当該空き家の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年以上管理するもの
③ 除却に要する費用が公的な方法により算定した売買想定価格を上回るもの

対 象 者

①及び②の要件いずれにも該当する者(営利を目的とする法人を除く)
① 対象物件の所有者(相続人を含む)、又は所有者から除却についての同意を得た者
※単独活用が困難な空き家の場合は、空き家の隣接地の所有者が、空き家の所有者になっている場合に限ります
② 市税等の滞納がなく、過去に本補助金の交付決定を受けていない者
【注意】 所有者が複数いる場合は全員の同意、所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意が必要です

対象工事

①及び②の要件いずれにも該当する除却工事
① 市内業者(市内に本店を有するものに限る。)が行う工事
② 建設業法第3条第1項に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設リサイクル法第21条第1項に規定する登録を受けた者が行う工事

●補助金交付の流れ

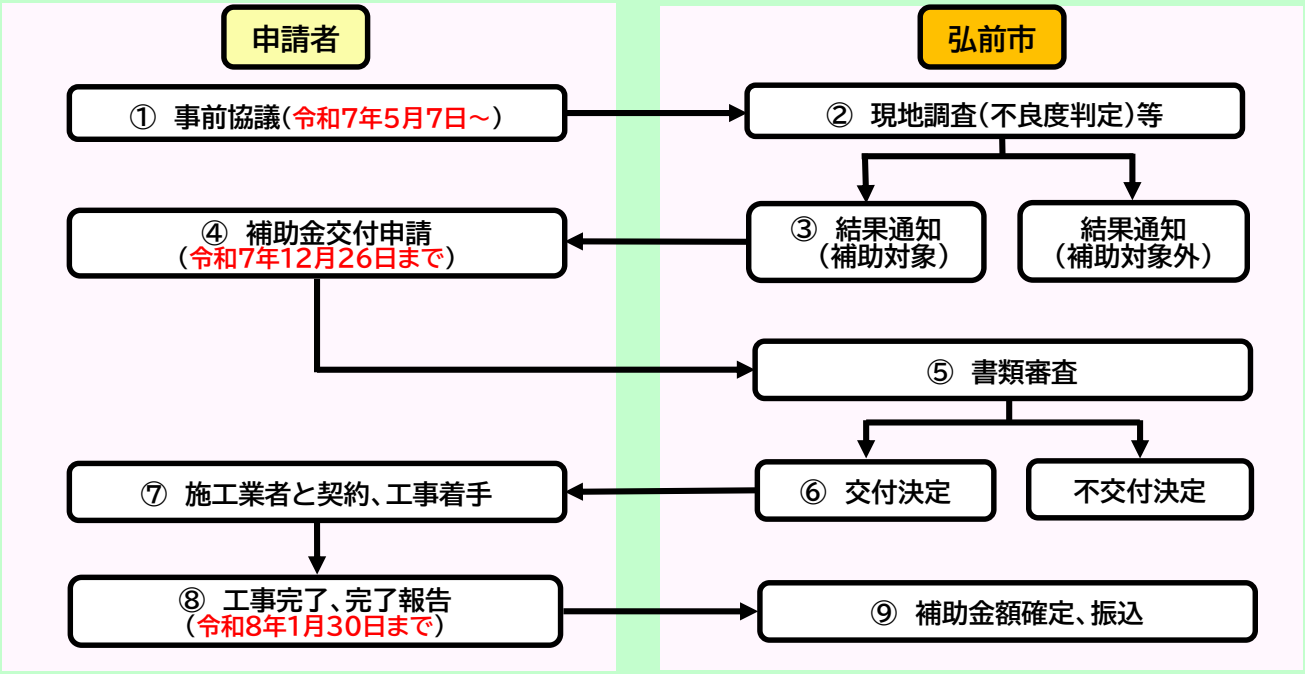

●その他

事前協議

補助の対象となるかどうかについては、事前協議(現地調査等)の申込みが必要です(過去に事前協議をしている場合でも、改めて申込みが必要です)。後日、市から調査結果が通知されますので、対象となる場合は交付申請の手続きをすることができます。

注意事項

① 補助金の交付決定を受ける前に除却工事の契約を締結した場合、補助金の交付はできません。
② 不良度の判定等を行う場合、市職員が敷地に立入り現地調査を実施します。
③ 土地の固定資産税等に関し、住宅用地特例の対象となっている場合、空き家を除却することで対象外となります。

●必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、詳細については弘前市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは建築指導課の窓口に備え付けているほか、下記ホームページからダウンロードすることができます。

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/akiya/roukyuuakiya-jyokyaku.html

弘前市ホームページ ⇒ 市政くらし ⇒ くらし ⇒ 空き家対策 ⇒ 弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金

※書類を準備する前にお問い合わせください

●問い合わせ・申し込み先

弘前市役所　建設部 建築指導課 空き家対策係
〒036-8551　弘前市大字上白銀町1－1　TEL0172-40-0522　FAX0172-38-5866